答 申 書

(答申第111号)

平成30年9月28日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事(以下「実施機関」という。)が非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成28年4月24日付けで、福井県情報公開条例(平成12年福井 県条例第4号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、次の内 容の公文書(以下「本件対象公文書」という。)の公開請求を行った。

平成23年の核燃料税更新に係る総務省との打ち合わせ(平成23年6月2日) にて、福井県が総務省への提出を約束した以下の2件の公文書

- 1) 事業者との協議状況の経緯を時系列にまとめた資料
- 2) 税率アップによる電気料金への上乗せを試算した資料

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年5月9日付け税第252号による公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

(1) 公文書の名称

平成23年の核燃料税更新に係る総務省との打ち合わせ(平成23年6月2日) にて、福井県が総務省への提出を約束した以下の2件の公文書

- 1) 事業者との協議状況の経緯を時系列にまとめた資料
- 2) 税率アップによる電気料金への上乗せを試算した資料

(2) 公開しない理由

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 審查請求

審査請求人は、平成28年5月10日、本件処分について全部公開を求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年9月22日付け税第507号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し全部公開を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の不存在について

核燃料税更新にあたり、実施機関と総務省が平成23年6月2日に事前打ち合わせ した時の会議録は、審査請求人の行政文書開示請求に対し、同省が開示した。この中 には、以下のようなやり取り(※抜粋。「■」は黒塗り部分)が記載されている。

- <総務省>今回の税率アップによる電力会社への負担は電力料金に上乗せされること になるのか。
- <福井県>こちらの試算では4人の一般家庭で年間200円程度の増になる。
- <総務省>その辺の細かい数字的なことについては、今後担当同士でやり取りさせて いただきたい。
- <総務省>内部での説明用として、事業者と今回の に至ったこれまでの経緯を時系列にまとめた資料をいただきたい。

<福井県>了解した。

「総務省から福井県に対する要請事項まとめ」

- ① 原子力政策をめぐる閣僚等の発言 原子力政策と矛盾しないことの説明ぶり
- ② 税率アップによる電気料金への上乗せについて試算した資料
- ③ 現行の核燃料税を原発地域の市町村へ配分する方法をまとめた資料
- ④ 事業者との に至ったこれまでの経緯を時系列にまとめた資料
- ⑤ マスコミ公表後に掲載された記事
- ⑥ 今後の県議会のスケジュール
- ② 教授、 准教授の意見書
- ⑧ 福井県核燃料税条例案

以上のように、総務省が実施機関に「事業者との協議状況の経緯を時系列にまとめた資料(上記 ④)」および「税率アップによる電気料金への上乗せを試算した資料(上記 ②)」の提出を求め、実施機関がこれに応じたことがわかる。

しかも上記②については、実施機関の担当者が試算結果の存在を認めている。それ にも関わらず、これら2件の文書が存在しないことがあり得るのだろうか。

万が一、本当に文書が存在しないとするなら、意図的な公文書の廃棄にあたるのではないか。

(2) 審査請求人のその他の主張について

別の異議申立てでも指摘しているが、実施機関は平成23年11月の核燃料税の更 新に係る事業者との協議について、意図的に会議録を作成しなかった疑いが強い。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 本件対象公文書の不存在について

(1) 事業者との協議状況の経緯を時系列にまとめた資料

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、地方税法に基づき、独自に定めることができるものであり、核燃料税の更新に当たって、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならない。

「事業者との協議状況の経緯を時系列的にまとめた資料」は、総務大臣の同意に関わる資料ではなく、納税者となる電力事業者において、意思形成が問題なく進捗しているかどうかを確認するために、総務省から提出を要請された。

その後、電力事業者が意思を示した意見書を県議会議長あて提出したため、当該資料は作成しなかった。

したがって、審査請求人が全部公開を求める文書は存在していないことから、審査請求人の請求は認められない。

(2) 税率アップによる電気料金への上乗せを試算した資料

審査請求人が提出してきた資料の中で、実施機関は電気料金が4人の一般家庭で年間200円程度増えることを発言したと記載されている。

この打合せの時期は、核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な 段階であるため、電気料金が年間200円程度増えるということは、担当者の試算で あったと考えられる。

このため、その試算過程を示した資料は、実施機関が組織として管理している文書ではないため、公文書に該当するものではない。審査請求人から公開請求があった時点で、当該資料の有無について実施機関内を調査したが、該当する資料は存在しなかった。

したがって、存在しない文書を求める審査請求人の請求は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成23年度の事業者との説明会の議事録が存在していないことについて疑義を主張しているが、本件処分との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書が不存在として非公開決定を行ったものである。 これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の不存在について

(1) 事業者との協議状況の経緯を時系列にまとめた資料

実施機関からの聴取によれば、当該資料の提出は、核燃料税について実施機関が総務省の同意を得るに当たっての法定要件ではないとのことである。

法定要件ではない資料を打合せの際に求められた理由については、実施機関の推測によれば、平成14年の他県における核燃料税更新時に、事業者が税率引上げの改正案を強硬に拒否するなど、協議が難航した事例が背景にあると考えられる。

このため、実施機関としては、総務省は「経緯」そのものではなく「事業者が県の 説明を理解した上で合意したという状況」を確認したい趣旨であると考え、事業者の 合意に至る考えを確認できる資料として、事業者が平成23年6月23日付けで福井 県議会議長に提出した「福井県核燃料税条例の制定に関する意見書」という文書があ ったため、当該文書の写しを県から総務省への協議書提出の際に添付したとのことで ある。

この点に関して、総務省に対しても同じ文書の開示を求める行政文書開示請求が行われており、「文書不存在」として不開示決定が行われている。同省の説明によれば、「福井県核燃料税の法定協議において福井県が総務省に提出した事業者(特定納税義務者)の意見を記載した資料によって意思形成に至ったことが判明したことから、改めて福井県に提出を求めなかったため、これに係る電子メール、担当者のメモ等も保有していない。」とのことであり、この説明に対して、諮問を受けた国の情報公開・個人情報保護審査会では「総務省の説明は、不自然、不合理であるとまでは言えない。」と判断している。

以上のような経緯から、当該資料については作成しておらず、公開請求に係る公文 書は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(2) 税率アップによる電気料金への上乗せを試算した資料

実施機関からの聴取によれば、当該資料については、上記(1)同様、総務省への 法定の提出資料ではなく、県担当者が総務省担当者の理解を深めるため、電気事業者 の販売電力量と核燃料税の税収見込額をもとに標準家庭におけるおおよその影響額を シミュレーションしたものにすぎなかったとのことである。

したがって、電気料金への上乗せを具体的に積算したものではなく、組織として管理する公文書としての位置付けではなかったため、当該試算に係る資料は現存していないとする実施機関の説明は、公文書として管理していなかったことの当否は別として、事実関係の説明としては不合理とまでは言えない。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。 ただし、「税率アップによる電気料金への上乗せを試算した資料」に関して、担当者 の個人的資料と位置付け、実施機関が組織として管理する文書としなかったことは必ず しも適切とは言いがたい。県の保有する公文書は政策の立案過程や事業実績の検証に必 要な県民共有の財産であるとの認識の下、今後、実施機関においては、文書の作成・管 理に当たり、こうした公文書の意義とその重要性を常に念頭に置いた対応を行うよう要 請するものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審査の経過
平成29年 9月22日	・諮問書の受理
平成29年 9月28日	・審議(第1回)
平成29年12月18日	・審議(第2回)
平成30年 3月19日	・実施機関からの説明聴取 ・審議 (第3回)
平成30年 5月28日	・審議(第4回)
平成30年 6月18日	・審議(第5回)
平成30年 7月30日	・審議(第6回)
平成30年 8月29日	審議(第7回)
平成30年 9月26日	・審議(第8回)
平成30年 9月28日	• 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備考
稲田真紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清水和邦	会 長
前 田 清 作	